

別表（第5条関係）

大田原市メール配信サービス利用規約

1 趣旨

- (1) この規約は、大田原市（以下「市」という。）が電子メール（以下「メール」という。）で情報発信を行うメール配信サービス（以下「配信サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものです。
- (2) 配信サービスの利用の申込みをされた方（以下「利用者」という。）は、この規約に同意したものとみなします。

2 利用料

配信サービスの利用料は、無料とします。ただし、配信サービスによるメールの受信料、利用の手続（申込み、登録の変更又は停止）に要する通信料等、配信サービスを利用するために必要な機器に要する費用は、利用者の負担となります。

3 利用登録

利用希望者は、本サービス登録画面に必要な事項を入力し登録してください。

4 利用登録の変更・解除

- (1) 登録の変更及び解除については、利用者が登録画面から行ってください。
- (2) 利用者が一度登録したメールアドレスを変更する場合は、登録済みのメールアドレスの登録を解除し、新規登録を行ってください。

5 配信情報の例外

希望された配信情報以外にも、市が特に必要と判断した情報を配信する場合があります。

6 個人情報

利用の申込みの際に登録された情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）その他の関係法令、条例、規則等の規定に基づいて適切に管理するとともに、配信サービスを提供する目的以外に利用し、又は本人の承認なく第三者に提供することはありません。ただし、配信サービス内容向上のため、登録いただいた情報を統計的な資料として利用する場合があります。

7 配信サービスの停止又は終了

次のいずれかに該当する場合は、配信サービスを停止又は終了することがあります。

- (1) 配信サービスに関連する機器のメンテナンスを行う必要が生じた場合
- (2) 配信サービスに関連する機器が故障した場合
- (3) 天災や人災等の被害を受け、配信サービスの運用の継続が困難となった場合
- (4) その他、配信サービスを停止又は終了するための合理的な事由が生じた場合

8 免責事項

(1) 市は、次の事項について賠償責任を負わないこととします。

ア 配信したメールの遅延又は未着

イ 提供した情報の利用を原因とする利用者本人及び第三者の損害

ウ 利用者の機器又はソフトウェア等への影響

エ 7で定める配信サービスの停止又は終了に伴うもの

(2) メールの再送信は、原則として行いません。

(3) 利用者がメールを受信した際の障害に関する原因の調査は、原則として行いません。

(4) メールを送信を行ったときに、受信側に生じた何らかの問題により、連続して受信が成功しなかった場合は、自動的に退会処理が行われます。

9 著作権

配信サービスのメールに関する著作権は、市に帰属します。

10 禁止事項

利用希望者及び利用者は、次に掲げることを禁止します。

(1) 他人のメールアドレスを、その所有者の承諾なしに登録すること。

(2) 不正に入手又は生成した大量のメールアドレスに登録すること。

(3) 配信サービスの運営を妨害する行為又はその信用を失墜させる行為をすること。

(4) メールサーバに対して、不正アクセスを試みることを、意図的に不正な指令を与えること及び高負担をかけること。

(5) その他、本システムに障害を発生させようとする行為をすること。

(6) 配信サービスを通じて得た情報を用いて他の登録者又は第三者に不利益を生じさせること。

(7) 前各号に掲げるほか、市長が不相当と認める行為をすること。

11 配信サービスの登録抹消等

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に事前に通知することなく、登録の抹消その他の必要な措置を講ずることができるものとします。

(1) 利用者がこの規約に違反した場合

(2) 利用者が10に定める禁止事項に該当する行為をしたとき又はそれを疑うに足る相当な理由がある場合

12 損害賠償

利用者は、この規約に違反する行為により、市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

13 規約の変更

(1) この規約の内容は、必要に応じて変更することがあります。

(2) 市は、この規約を変更するときは、その旨を利用者に通知するものとします。ただし、変更の内容が軽易なものは、通知を省略することができるものとします。